



2021. 3. 5. No1406
静岡県漁業協同組合連合会
☎054-254-6011 Fax054-253-9343
編集・発行＝指導部漁業振興課
URL: <http://www.sogyoren.jf-net.ne.jp/>

1. 資源管理ロードマップ説明会 — 2月26日WEB開催 —

新たな資源管理の推進に向けたロードマップの説明会が2月26日に開催されました。本来であれば県内3か所で開催の予定でしたが、コロナ禍により水産庁資源管理部、県漁連、関係漁協等を結ぶオンライン形式での開催となりました。

説明会は県板橋水産・海洋統括官の進行の下、水産庁から令和5年度に向けた、①資源調査・評価の充実・精度向上、②MSYベースの資源評価に基づくTAC管理の推進、③IQ管理の導入、④資源管理協定の4つの項目について説明がありました。

参集した関係者やオンライン参加者のほぼすべての参加者から、漁協や産地市場から水揚げ情報を収集する体制やTAC魚種の拡大に関する質問があり盛会となりました。

この先、コロナ収束後には漁業種や管理魚種ごとの説明会や意見交換会が各地で開催される運びとなることを期待します。

2. 一都三県キンメダイ資源管理実践漁業者協議会 — 2月19日WEB開催 —

当協議会は一都三県の漁業者グループ、県漁連指導部、水産庁、水産研究・教育機構等が参加しWEB方式により開催されました。

協議事項として各都県の資源管理実施状況、食害対策等が報告されました。

キンメダイの資源管理については、新たな資源管理の推進に向け、現行8種のTAC魚種に加え、本種も新たなTAC管理を検討する資源の候補として対象となり、先に行われた漁業者代表部会では、国の提唱するMSYベースの資源評価の基に、水産研究・教育機構より今後の資源回復には漁獲努力量を現状から3割以上削減する必要性が提示されましたが、既に各種の厳密な資源管理を各地で実施しているため、資源の回復は望むが一律な漁獲努力量の削減は困難であるとの意思表示をしました。

そこで国が漁獲努力量による削減案から上限1,900トンの数量管理による削減案を提示してきたため、各地でさらにこの具体的数量について困惑の声が上がっている状況となっており、協議会でも漁業者から各地の状況を踏まえた資源管理方策の提案と資源評価の精査を要求する意見が多く出されました。

3. 各種業種別団体通常総会開催 — 12月決算団体 —

県漁協青壮年部連合会は、1月29日に第60回通常総会を书面決議で開催しました。提出された議案は全て原案どおり可決承認されました。

安全・安心な水産物供給と活力ある漁業づくりに努めよう

自立漁協の構築に向け合併・事業統合を進めよう

また、県機船底曳網漁業組合が2月19日、県棒受網鯖釣漁業組合と県桜えび漁業組合が2月26日、県旋網漁業者協会が3月1日、県しらす船曳網漁業組合が3月5日にそれぞれ通常総会を书面決議で開催し、提出された議案は全て原案どおり可決されました。

4. 第26回全国青年・女性漁業者交流大会がオンライン開催 — JF全漁連 —

3月2日に第26回全国青年・女性漁業者交流大会がオンライン方式により開催され、全国から参加した青年・女性漁業者グループが日頃の研究や活動成果を発表しました。

大会には全国から青年19・女性6の計25グループが参加、5つの分科会（①資源管理・資源増殖 ②漁業経営改善 ③流通・消費拡大 ④地域活性化 ⑤多面的機能・環境保全）に分かれ、発表と討論、各部門講評、全体意見交換が行われました。

本県からは、昨年12月の第26回静岡県青年・女性漁業者交流大会において県知事賞を受賞した、南駿河湾漁協・波乗り鯖プロジェクトの池田晃雄さんが、流通・消費拡大部門で『御前崎港特産サワラのブランド化 —大波に乗れ！波乗り鯖！—』と題して発表を行いました。

当日行われた審査の結果、同プロジェクトの発表は水産庁長官賞を受賞しました。関係各位にお祝いを申し上げるとともに今後の益々のご活躍をお祈り致します。

5. 漁協経営セーフティーネット（漁業用燃油・配合飼料）の加入申込みは3月末日まで

漁業者の経営安定対策の柱の一つである「漁業経営セーフティーネット構築事業」の令和3年度申込期限は、2021年3月31日までとなります。

この事業は、漁業用燃油や配合飼料価格の上昇に備えて漁業者・養殖業者と国が資金を積立し、原油価格や配合飼料価格が一定の基準を超えて上昇した場合に、積立から漁業者・養殖業者と国が1対1の割合で負担（漁業用燃油については、国の負担割合を段階的に高めて補填）され補填金が支払われる制度です。また、国の各種補助事業申請時の必須要件でもあることから、可能な限り多くの漁業者の皆さんにご活用して頂けるようお願い致します。

ただし、対象となるのは漁業の用に供した分のみですので、遊漁船業として使用したものや、暖房用に消費した分は対象となりませんので注意が必要です。

なお、既に加入者が機器等導入事業や漁船リース事業等に参加している場合、導入した機器の処分制限期間中やリース期間中はセーフティーネット構築事業に加入し続ける必要があります。処分制限期間中やリース期間中に解約した場合は、補助金返還の対象となりますのでご注意ください。

本紙は、県内の漁業振興を目的に（公財）静岡県漁業振興基金の協力により発行する定期刊行物です。

漁協系統事業の全利用運動を進め組織の強化を図ろう